

特記仕様書

辻子一丁目さくら児童遊園ブロック土留ほか修繕

1. 目的

高槻市都市創造部公園課が発注する辻子一丁目さくら児童遊園ブロック土留ほか修繕（以後「修繕」という。）に係る修繕請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。発注者と受注者は各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行することを目的とする。

2. 適用範囲

- 1) この特記仕様書は、辻子一丁目さくら児童遊園ブロック土留ほか修繕 に適用する。
- 2) この特記仕様書に記載のない事項については、大阪府土木請負工事必携に従うものとする。また、本修繕の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書[最新版]」（以下「共通仕様書」）という。）、「土木工事施工管理基準[最新版]」によるものとする。

3. 提出書類

- 1) 受注者は、下記契約書類一覧表及び修繕書類一覧表によるほか、監督職員の指示する書類を指定の期限までに提出すること。
- 2) 修繕書類は、原則として提出書類ごとにA4版左綴じファイルにまとめ監督職員に提出すること。

提出書類一覧表

契 約 締 結 時	完 成 時
1 着工届	1 完成届
2 現場代理人及び主任(監理)技術者届	2 引渡書
3 上記経歴書	3 請求書
4 上記資格証明書	4 再生資源化等報告書等
5 実施工程表	5 再生資源利用計画・促進実施書 (COBRIS又は国交省様式 請負金額100万円以上の時)
6 リサイクル法の通知書・説明書・告知書等	6 建設退職金共済制度掛金充当実績総括表 建設退職金共済制度加入労働者数報告書
7 再生資源利用計画・促進計画書 (COBRIS又は国交省様式 請負金額100万円以上の時)	7 工事週報
8 受注時工事カルテ受領書(契約後10日以内) (請負金額500万円以上の時)	8 工事月報
9 施工体制台帳	9 交通誘導員日誌(警備会社の報告書)
10 施工体系図	10 工事写真
11 下請負人許可書及び認定書(大阪府知事等)	11 各種使用材料伝票
12 下請負人との契約書又は請書	12 産業廃棄物処理証明書等
13 労災保険成立証明書	13 安全管理週報
14 責任賠償保険(第三者損害保険)	14 協議録
15 請負代金内訳書	15 出来形図(2部)
16 施工計画書(契約後30日以内または工事着手までに)	16 完成時工事カルテ受領書 (請負金額500万円以上の時)
17 材料承諾書(当該材料使用前)	17 現場閉所実績報告書(週休2日工事の時)
18 週休2日届出書(受注者希望型の時)	17 閉所率確定後に監督職員が確認したもの
19 現場閉所計画書(週休2日工事の時)	18 その他必要と認め指示したもの
20 建設工事前払金交付申請書	
21 特定建設作業実施届出書	
22 下請負契約に関する誓約書	
23 高槻市暴力団排除条例に基づく誓約書(下請用) 下請契約500万以上)	
24 建設退職金共済制度掛け金収納届	
25 その他必要と認め指示したもの	

4. 材料総括表及び使用材料伝票

- 1) 材料総括表は、設計使用数量と比較すること。
- 2) 伝票は、材料別に整理すること。

5. 品質管理

- 1) 受注者は、修繕の品質管理を怠りなく行うこと。
- 2) 品質管理保証書は、設計図書において使用材料に規格を明記してあるものはすべて提出すること。

6. 工程管理

受注者は、施工計画書に基づき本修繕に関する工程を常に管理し、修繕の完成に努めなければならない。万一、工程に変更あるいは修正が生じた場合は、その都度、書面にて監督職員に報告し、承諾を受けなければならない。

7. 安全管理

- 1) 受注者は、修繕の施工に当り、道路管理者及び警察署長の交通制限に係る指示に従い交通の安全確保を図ること。また、必要な手続きについては受注者で行うこと。
- 2) 修繕現場における安全作業を確保するため、適切な保安柵、照明、標示板等を施し、使用区域を明確に区分し一般公衆が立ち入らないよう措置するとともに、その区域以外の場所に許可なく機材等を置かないこと。設置する安全施設に関する費用は安全費として共通仮設費率に含まれる。
- 3) 修繕現場内に、来園者及び歩行者が立入らないように適切な保安柵等を設置すること。
- 4) 修繕現場内は、常に機材等が荷崩れしないように整理整頓しておくこと。
- 5) 資格を必要とする掘削機械、運搬機械、クレーン車を使用する場合は、必ず有資格者にて取扱い、誘導員を配置すること。また、機械は定められた用途以外には絶対使用しないこと。
- 6) 交通誘導員を配置し、第三者の安全管理を徹底すること。

8. 流入車規制及び過積載の防止

受注者は、資機材等の運搬に当り、流入車規制を実施し、また運搬車両の過積載防止を厳守するとともに、関係法規を遵守しなければならない。流入車規制とは、「荷主等」に該当する場合、建設工事等に係る運搬車両に関して、“①車種規制適合車等の使用を求めること。②車種規制適合車等が使用されたかどうかを確認し、記録すること。”の義務があると規定されたものである。

9. 施工時間

- 1) 受注者は、休日に修繕を行う場合は、事前に監督職員と協議しなければならない。
- 2) 本修繕は、昼間施工を基本とする。
- 3) 近隣に学校および幼稚園等の施設がある場合は、通学時間等を十分に考慮し、作業を行うこと。また、修繕車両の通行についても同様とすること。

10. 市民対応等

- 1) 受注者は、施工に先立ち、近隣住民に対し「修繕のお知らせ」を配布し、修繕に対する理解と協力を求め、紛争が生じないように努めなければならない。
- 2) 受注者は、地域住民等からの施工に関する苦情、要望に対し、終始誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

11. 使用材料

- 1) 受注者は、修繕の進捗に支障のないように、必要な材料をそろえておく必要がある。
- 2) 使用材料は、JIS規格の制定されている材料を使用し、規格外を使用する場合、その品質は規格以上(同等品以上の品質)でなければならない。「同等品以上の品質」とは、設計図書に指定がない場合には、監督職員が承諾する試験機関の認めたもの、もしくは、監督職員の承諾したものをいう。
- 3) 本修繕に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては、60%以下とする。ただし、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象とはしないものとする。
- 4) 遊具、パーゴラ、フェンス材など納期に時間を要するものは受注後早期に発注すること。
- 5) L型擁壁工において、鉄筋の継手を同一断面に集めてはならない。また、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらし施工しなければならない。
- 6) 受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときは、継手の位置及び方法について計画書を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

12. 工期及び検査

- 1) 受注者は、工期内に手直しを含め完成検査を合格させなければならない。
- 2) 完成検査において指摘された箇所については、工期内に手直ししなければならない。
- 3) 中間検査を行う場合がある。

13. その他

- 1) 本修繕着手前に現場を調査し、寸法等の確認を行い監督職員へ報告すること。
- 2) 修繕に伴う塵埃等に対し、地域住民に迷惑を掛けないように適切な対策を施すこと。
- 3) 受注者は、修繕箇所およびその周辺にある構造物に対して、支障を及ぼさないよう必要な措置を施すこと。地下埋設管、架空線、既設構造物等について、事前に位置等の調査および必要に応じ協議、立会い依頼を行うこと。また、施工中に損傷させた場合には、直ちに市監督職員及び当該管理者に報告を行い、指示に従い適切な処置を行うこと。なお、復旧に掛かる費用については、受注者自らの負担において行うこと。
また、修繕の施工にあたって予想される架空線、地下埋設物件(電気、ガス、NTT、上水道、下水道など)は、当該管理者と現地立会の上、当該物件の位置、深さ等を確認し、事故防止対策について協議を行った上で、修繕を行うこと。
- 4) 必要に応じ、敷き鉄板等で養生し、一般車両等の通行に支障をきたさない様施工を行うこと。
- 5) 現場周辺は、民家及び耕作地である。構造物取壊し時等コンクリート片や土埃等が飛散しないように養生を行うこと。
- 6) L型擁壁工施工時は、境界の確認のため、発注者及び隣接者と立ち合いを行い位置を決めること。また、土留壁撤去前に現況位置の控えを残すこと。
- 7) 公園南側及び東側土留壁撤去及びL型擁壁工等の施工時に、隣接地に立ち入らなければならない場合は、隣接者の承諾を得て施工すること。施工後は清掃等行い苦情のないようにすること。
- 8) この修繕は高槻市週休2日工事実施要領に基づき施工するものとする。